

地域計画

策定年月日	令和7年2月18日
更新年月日	()
目標年度	令和11年度
市町村名 (市町村コード)	只見町 (07367)
地域名 (地域内農業集落名)	只見地区 (只見)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	44.47 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	42.14 ha
② 田の面積	40.37 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	4.10 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.71 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	41.50 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・只見地区は、旧耕地整理事業を昭和10年代に導入し昭和20年に完了後、昭和48年度に上町地区、昭和52年度に雨堤地区、平成2年度に新町・沼田地区においてほ場整備実施済みである。また、令和5年度から新町、新屋敷地区を除く地域でほ場整備に着手しており、農地の大区画化、担い手への集積・集約化を進めている。
- ・区内の高齢化率は44.1%で、高齢化や後継者不足による離農者の増加により荒廃農地が目立つようになってきている。
- ・人口減少、高齢化により農業を下支えする地域の労働力が低下しており、今後ますます担い手の負担が大きくなる事が懸念される。
- ・農家の所得向上と雇用の拡大のため、区内に整備されるライスセンターの利用を促進していかなくてはならない。
- ・今後離農者の増加等により、少人数で農地を維持管理していかなくてはならない。
- ・イノシシ等の鳥獣による農作物被害が増加している。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・只見地区は、主に、水稻、トマト、えごま、芍薬、そばの栽培が行われており、区内に整備されるライスセンターの利用促進による米の販売額の増加と、えごま油や米粉製品、漢方薬の原料などの6次化への取組みにより所得の向上を図る。
- ・ほ場整備事業に併せて、担い手への集積、集約化を進め、担い手が耕作しやすい環境を整える。
- ・今回ほ場整備の区域外となっている、新町、新屋敷地内において、老朽化した用水路の改良等、耕作条件の改善を図っていく。
- ・区内に数カ所設置されている、取水ゲート、余水吐ゲートにICTを導入し、ゲートの遠隔操作・監視を行うことにより、施設の維持管理の省力化及び災害時の安全確保を図る。
- ・離農者が増加している状況において、農地の現状を維持していくのは担い手の大きな負担になるため、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金等を活用して、地域と担い手が一体となって農地を管理する体制を構築する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域の農地及びその周辺の農地を、農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。 ・将来の耕作者が決まらない、保全・管理等が行われている農地については、具体的な取組が計画されるまで検討中とする。 			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	53	%	将来の目標とする集積率
			93 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手への農地の集積と併せ集約化を進めるとともに、団地面積の拡大を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとすべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構を活用して、認定農業者を中心に、担い手へ農地集積と集約を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
<ul style="list-style-type: none"> ・将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は原則農地中間管理機構に貸付けていく。 ・担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組
<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度から新町、新屋敷地区を除く地域で基盤整備に着手しており、農地の大区画化に取組んでいる。 ・新屋敷地区においては狭小な農地が多く、担い手の意向を確認し必要に応じて実施していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
町、県、JA等の関係機関と連携し、新規就農者を積極的に受入れ、地域農業の担い手を育成する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
必要に応じて、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①イノシシ等の鳥獣による農作物の被害が拡大しているため、猟友会等関係団体と連携し被害防止策に取組んでいく。
- ③地区内に数カ所設置されている、取水ゲート、余水吐ゲートにICTを導入し、ゲートの遠隔操作、遠隔監視を行うことにより、施設の維持管理省力化及び災害時の安全確保を図る。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金において、交付金対象地区内の農用地の保全・管理を行う。
- ⑧地区内にライスセンターを整備し、農家の所得向上と雇用の拡大を図っていく。

